

# 標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

## 1. 組織情報

■ 法人名称

■ 所轄庁

■ 主たる事務所の所在地

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

■ 法人設立登記年月日

■ 定款に記載された目的

■ 活動分野

<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 社会教育	<input type="checkbox"/> まちづくり
<input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ	<input type="checkbox"/> 環境の保全	<input type="checkbox"/> 災害救援
<input type="checkbox"/> 地域安全	<input type="checkbox"/> 人権・平和	<input type="checkbox"/> 国際協力
<input type="checkbox"/> 男女共同参画社会	<input type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input checked="" type="checkbox"/> 情報化社会
<input type="checkbox"/> 科学技術の振興	<input type="checkbox"/> 経済活動の活性化	<input type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会
<input type="checkbox"/> 消費者の保護	<input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	

■ 事業活動の概要 (400字以内)

公開用電話番号

■ ファクス

■ ホームページ

■ メールアドレス

■ 常勤職員数

■ 認定  (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日

認定満了日

相対値基準  絶対値基準  条例指定  仮認定

■ 閲覧書類の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

--

## 2. 財務情報

### ■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

### ■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	6,000	0	6,000
1. 受取会費	6,000	0	6,000
2. 受取寄附金	0	0	0
3. 受取民間助成金	0	0	0
4. 受取公的補助金	0	0	0
5. 自主事業収益 （うち介護事業収益）	0	0	0
6. 受託事業収益 （うち公益受託収益）	0	0	0
7. その他収益	0	0	0
II 経常費用計	5,000	0	5,000
1. 事業費 （うち人件費）	5,000	0	5,000
2. 管理費 （うち人件費）	0	0	0
III 当期経常増減額	1,000	0	1,000
IV 経常外収益計	0	0	0
V 経常外費用計	0	0	0
VI 経理区分振替額	0	0	0
VII 当期正味財産増減額	1,000	0	1,000
VIII 前期繰越正味財産額	179,141	0	179,141
IX 次期繰越正味財産額	180,141	0	180,141

### ■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	180,141	1. 流動負債	0
2. 固定資産	0	2. 固定負債	0
		負債合計	0
		III 正味財産の部	
資産合計	180,141	正味財産合計	180,141
		負債及び正味財産合計	180,141

### ■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他（その会計基準名）……………

# 特定非営利活動法人 宮崎がん患者支援ネットワーク 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人宮崎がん患者支援ネットワークという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、健康で豊かな社会を実現していく上で、がん患者とその家族が欲しい情報を欲しいときに得られるための事業や、がん患者と地域医療機関とのつながりを主に情報面でサポートする事業等を行い、がん患者とその家族が満足できる医療選択を行うことができる地域社会の実現や地域のがん医療等の向上に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) がん患者を主とした一般市民および医療機関等への情報提供事業
- (2) がん及びその他医療に関する情報の収集、調査事業
- (3) がん患者等へのカウンセリング事業
- (4) がん患者等を対象にした講習会、研修会の実施
- (5) がん関連情報提供用のホームページ運営事業
- (6) 市民への啓発活動
- (7) 地方公共団体、公益法人から委託を受けて行う事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が

1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された員の任期は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる

## 第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 会費の額
- (5) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年事業年度終了の日から3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数を

もって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更

(2) 役員報酬、職務

(3) 事務局の組織及び運営

(4) 総会に付議すべき事項

(5) その他、運営に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長、もしくは理事長が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を経た事業計画及び収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。ただし、変更した内容について、理事会は、その当該事業年度終了後の通常総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算等)

第43条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第44条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第7章 定款の変更、解散及び合併等

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第48条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)に存する残余財産は、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人または社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 雑則

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、宮崎日日新聞に掲載して行う。

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(委任)

第53条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第42条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立初年度の会費は徴収しないものとする。
  - (1) 正会員の年会費 500円
  - (2) 賛助会員の年会費 10,000円

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	黒岩 雄二
副理事長	濱門 康三郎
理事	青木 恵智子
監事	加藤 優二

この定款は、原本と相違ありません。

平成 年 月 日 特定非営利活動法人宮崎がん患者支援ネットワーク  
設立代表者 黒岩 雄二

平成22年度事業報告書  
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人宮崎がん患者支援ネットワーク

1 事業の成果

本年度は、引き続きがん患者の心のケアに重点をおき、ホームページでの情報発信形態の大幅見直し、および患者サロンの充実や自助グループ（患者会）の支援などを行うこととする。そのために、「心のケアサポート」についての研究・検討を実施してきた。

また、これまでの基幹事業である「がん及びその他医療に関する情報の収集、調査ならびに情報提供用のホームページの運営」については、がん患者の心のケアに重点をおいたリニューアルの検討を行う計画を立てて実施してきたが、これについては、より実質的なサイトにリニューアルするため、次年度に引き続き検討することとした。

今年度は、がん患者支援について抜本的な見直しを行うための検討期間とし、研修会・講習会などは実施しなかった。

がん患者等へのカウンセリング事業の実施検討作業に関しては、NPOホームホスピス宮崎と協働し、「患者サロン」の運営に関わった。

2 事業内容

①がん患者を主とした一般市民および医療機関等へのインターネット等による情報提供事業

(計画) ホームページを利用した情報提供を行う。今年度も昨年度に引き続き大幅な見直しを図っていく。

- ・実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・実施対象 がん患者を主とした一般市民
- ・実施内容 ホームページにより各種学術情報、報道情報、地域情報などの提供を行ってきたが、大幅な見直しは次年度に引き続き行うこととした。

②がん及びその他医療に関する情報の収集、調査事業

(計画) ホームページ掲載用情報として県内のイベント等を中心とした情報収集・調査を行なう。

- ・実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・実施対象 インターネット、県内の医療機関、県内患者会、関連NPO、放送番組、報道、新聞、書籍等
- ・実施内容 ホームページ掲載用情報として、上記実施対象から検索・問い合わせ等により情報を収集した。

③がん患者等へのカウンセリング事業

(計画) 心のケアをサポートする当NPOならではのサービスを研究、検討し、実施する。また、関連の他NPOとも協働し、「患者サロン」のあり方を検討することとする。

- ・実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・実施対象 関連NPO、一般市民
- ・実施内容 NPOホームホスピス宮崎と協働し、「患者サロン」の運営に情報部門として関わった  
心のケアに関する情報提供研究会については、引き続き検討し、実質的なサポートのあり方を探る。

④がん患者等を対象にした講習会、研修会の実施

(計画) がんに関する知識、情報提供のための講習会を他NPOなどとも協働して実施する。

- ・実施時期 平成23年1月30日
- ・実施対象 一般市民、医療・福祉関係者
- ・実施内容 NPOホームホスピス宮崎と協働し、「がん患者サポートのためのファシリテーター養成講座」を行った。

⑤ホームページ運営事業

(計画) 情報掲載、掲示板管理、データベース管理などを行う。また、類似分野のNPOなどのホームページ運営協力も行う。

- ・実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・実施内容 開設したホームページの更新などを実施した。また、他NPOのホームページ運営に協力した。

⑥市民への啓発活動

(計画) ①④に乗じて行う。

- ・実施時期 平成22年3月～平成23年3月
- ・実施内容 開設したホームページおよび一般向け講習会により市民への啓蒙を図った。

特定非営利活動法人宮崎がん患者支援ネットワーク財産目録  
(平成23年3月31日現在)

科目・適用	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金・預金			
現金 現金手元許有高	233		
普通預金 宮崎銀行大島支店	170,222		
普通預金 九州労金宮崎支店	9,686		
未収入金	0		
流動資産合計		180,141	
2 固定資産			
固定資産物品	0		
権利	0		
固定資産合計		0	
資産合計			180,141
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	0		
預り金	0		
前受金	0		
短期借入金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債		0	
負債合計			0
差引正味財産			180,141

平成22年度貸借対照表  
(平成23年3月31日現在)

特定非営利活動法人宮崎がん患者支援ネットワーク

科目・適用	金額		
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金・預金	180,141		
未収入金	0		
流動資産合計		180,141	
2 固定資産			
固定資産物品	0		
権利	0		
固定資産合計		0	
<b>資産合計</b>			180,141
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	0		
預り金	0		
前受金	0		
短期借入金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債		0	
<b>負債合計</b>			0
<b>III 正味財産の部</b>			
1 繰越金残高		180,141	
前期繰越金		179,141	
次期繰越金		180,141	
2 その他の正味財産		0	
<b>正味財産合計</b>			180,141
<b>負債・正味財産合計</b>			180,141

**平成22年度 収支計算書**  
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人宮崎がん患者支援ネットワーク

	科 目	予算額	決算額	差異	備 考
	[収入の部]				
	I 収入の部				
1	会費等収入	9,000	6,000	3,000	一般会員 500円
2	事業収入	50,000	0	50,000	
3	補助金等収入	0	0	0	
4	寄付金収入	0	0	0	
5	雑収入	0	0	0	
6	借入れ収入	0	0	0	
7	特定預金取崩収入	0	0	0	
8	固定資産売却収入	0	0	0	
9	繰入金収入	0	0	0	
	当期収入合計(A)	59,000	6,000	53,000	
	前期繰越金収支差額	179,141	179,141	0	
	収入合計 B	238,141	185,141	53,000	
	[支出の部]				
	II 支出の部				
1	事業費				
	ホームページ制作外注費	10,000	0	10,000	
	レンタルサーバ・ドメイン登録費	16,120	5,000	11,120	
	情報提供事業費	10,000	0	10,000	
	情報収集・調査事業費	10,000	0	10,000	
2	管理費				
	人件費	0	0	0	
	家賃	0	0	0	
	郵送料	5,000	0	5,000	
	通信料	0	0	0	
	水道光熱費	0	0	0	
	消耗品費	5,000	0	5,000	
	印刷費	0	0	0	
	旅費	0	0	0	
	諸会費	0	0	0	
	租税公課	0	0	0	
	雑費	10,000	0	10,000	
3	固定資産取得支出				
	土地購入費	0	0	0	
4	借入金返済費				
	短期借入金	0	0	0	
	長期借入金	0	0	0	
5	特定預金繰入支出				
	退職給与引当預金	0	0	0	
6	繰入金支出				
7	予備費	0	0	0	
	当期支出合計(C)	66,120	5,000	61,120	
	当期収支差額(A)-(C)	△ 7,120	1,000	△ 8,120	
	次期繰越収支差額(B)-(C)	172,021	180,141	△ 8,120	

平成23年 月 日

平成22年度の決算報告書の監査を行った結果、領収書、預金通帳ほか証拠書類など良く整備されており、その内容は、適正なものと認めます。(監事 加藤 優二)